会員に未組織労働者を広く集める為和平協定をアピールして組合に加入する為を宣伝煽動すること。

四、各工場毎の工場に於ける不平の点を目標とした合法的要求を提出へ！と中心スローガンとして慈恵会等による集会又は戸別訪問に依って組合の宣伝煽動を行なう又既に組合に加入した組合員をまとめ同盟して組合の幹部を決議し大会の承認によって決定の事項に対する宣伝煽動を行なう。

(イ)以上(ニ)(三)(四)項の効果を為大ストライキ乃至ゼネストの指導実践業の下に未組織労働者に対する効果ある宣伝煽動其の他の方法を以て動員を与へる要に宣伝ビラに含まるビラ及ポスターを作成し組合指導方針が大ストライキ組合の活動を利戦して組合を獲得に努めること。

(五)宣伝ビラ及ポスターに含まるビラ及ポスターを各地区に分ける

分ける

なお組合員に対する上の計画に基づき指導すること

(六)、各組合員の宣伝ビラ及ポスターは組合員に対する

(イ)、各種集会の開催は時々の諸会の内容

(ロ)、慈恵会業会は時集会工場人員数その内容

(ハ)工場毎に大会開催は時工場委員会及法内容

(ニ)、ビラ及ポスター発行部数掲示工場は時

(ホ)新組合員数その他工場

著名を即時動員すること

一九二八、三、五

日本労働組合
評議会 中央執行委員会